平成２８年（フ）第２３１号
愛媛県松山市安城寺町350番地１　ドゥエル安城寺806号
債務者　福岡理英子
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高桑　リエ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月８日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２６８号
埼玉県日高市大字原宿368番地１　アリエッタ　201号室
債務者　竹田眞之介
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　与川　勇馬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月16日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１２１号
奈良市学園南１丁目４番４号　説田方
債務者　岩崎美恵子
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　直子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月17日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成28年11月３日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第５３６２号
大阪府東大阪市若江西新町４丁目６番６号　近鉄物流社宅104号
債務者　楮山　道夫
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　康介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月17日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３５９号
大阪府寝屋川市八坂町14番16―306号
債務者　寺尾嘉代子（旧姓山中）
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾田　智史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月17日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０６号
兵庫県西宮市西平町11番28―101号
債務者　西口　智也
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　籔内　正樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４０７号
兵庫県西宮市西平町11番28―101号
債務者　西口　智子
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　籔内　正樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２４４号
鹿児島県鹿児島市坂之上４丁目19番22号
債務者　上水樽久己
1　決定年月日時　平成28年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関塚　明子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２４１号
新潟市東区船江町１丁目43番19号
債務者　廣瀬　千秋
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２２５６号
大阪市西成区花園北２丁目４番５号　シャンブル西成Ⅰ　401号、前住所大阪府高槻市天川町24番23―204号
債務者　藤田　芳弘
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０４１号
大阪市大正区三軒家東１丁目14番７―207号、前住所大阪市東成区大今里１丁目19番３号
債務者　平野慎偉秩
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０５２号
大阪市浪速区敷津東３丁目３番11号　パシフィック敷津301号
債務者　吉本　理恵
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２９８号
大阪府東大阪市横沼町３丁目２番４号原マンション302号
債務者　與茂小百合
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３２２号
大阪市住吉区我孫子１丁目９番８号　畑山ハイツ202号、前住所大阪市住吉区長居東２丁目15番３―401号
債務者　白石　達也
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５０７号
大阪府東大阪市六万寺町１丁目19番38号　美鈴マンション102
債務者　西垣　政美
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５３２号
大阪市淀川区野中北１丁目４番41―523号
債務者　深堀美智代（旧姓多島）
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５７１号
大阪府豊中市稲津町２丁目１番12号
債務者　池本　正一
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部